## 姫路市地域公共交通会議規則の一部改正について

## 新旧対照表

(姫路市地域公共交通会議規則)

現 行	改 正 案
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議	第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議
する。	する。
(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関す	(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関す
る法律(平成19年法律第59号)に基	る法律(平成19年法律第59号)に基
づく持続可能な地域公共交通網の形成を	づく <u>地域旅客運送サービスの持続可能な</u>
図るために必要な事項	<u>提供の確保</u> を図るために必要な事項
(2)~(5) (略)	(2)~(5) (略)

## 改正理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)が改正されること に伴い、対応する本規則の条文を改めるもの

## 参考法令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)新旧対昭表(抜粋)

	户(下风III) 中公中分000万) 初间对然致(1次行)
改正前	改正後
(目的)	(目的)
第一条 この法律は 近年における台連わ小	第一条 この注律は 近年における負連な

第一条 この法律は、近年における急速な少 | 第一条 この法律は、近年における急速な 子高齢化の進展、(中略)、交通政策基本 法(平成二十五年法律第九十二号)の基本 理念にのっとり、地方公共団体による地域 公共交通網形成計画の作成及び地域公共交 通特定事業の実施に関する措置並びに新地 域旅客運送事業の円滑化を図るための措置 について定めることにより、**持続可能な地** 域公共交通網の形成に資するような地域公 共交通の活性化及び再生のための地域にお ける主体的な取組及び創意工夫を推進し、 もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の 実現に寄与することを目的とする。

少子高齢化の進展、(中略)、交通政策 基本法 (平成二十五年法律第九十二号) の基本理念にのっとり、地方公共団体に よる地域公共交通計画の作成及び地域公 共交通特定事業の実施に関する措置並び に新地域旅客運送事業及び新モビリティ サービス事業の円滑化を図るための措置 について定めることにより、地域旅客運 送サービスの持続可能な提供の確保に資 するような地域公共交通の活性化及び再 生のための地域における主体的な取組及 び創意工夫を推進し、もって個性豊かで 活力に満ちた地域社会の実現に寄与する ことを目的とする。